介護老人保健施設玉串すみれ苑運営規程

< 指定介護予防通所リハビリテーション>

(目的)

第1条 この規程は、医療法人越宗会(財団)が設置する介護老人保健施設玉串すみれ苑(以下「事業所」という。)において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員(以下「介護予防通所リハビリテーション従事者」という。)が、要支援状態の利用者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者 に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理 学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者 の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - (2) 要支援状態の利用者が要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - (4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めます。
 - (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその 家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提 供を行う。
 - (6) 前5項のほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 介護老人保健施設 玉串すみれ苑
 - (2) 所 在 地 東大阪市玉串町西 3 丁目 2 番 3 号

(職員の定数)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医 師 (管理者) 1名

(2) 理学療法士 4名

(3) 看護職員 2名

(4) 介護職員 4名

(5) 管理栄養士 1名

介護予防通所リハビリテーション従事者は、指定介護予防通所リハビリテーションの業務に当たる。

- ・ 施設管理者は、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。
- ・ 施設管理者は、従業員にこの章の規程を遵守させるための必要な指揮命令を行 うものとする。
- ・ 医師は、利用者の健康管理及び医療に適切なる処置を講ずる。
- ・ 看護職員は、利用者の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理に従事 する。
- ・ 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ・ 理学療法士は、利用者等の心身諸機能の維持改善を図り、利用者の自立を支援 しつつ社会復帰を促すための機能訓練業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 (ただし、12月31日から1月3日を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。サービス提供時間 午前9時から午後5時8時間

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30人とする。

1 単位目 15 人、2 単位目 15 人

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- ・医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- ・ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、管理栄養士の献立表により、栄養 等を考慮した昼食を提供する。
- ・ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴を希望する利用者の心身の状況により、入浴することができる。

・ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、ご自宅及び施設間の送り迎えをする。

(利用料等)

- 第8条 当該介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の総額から当該施設に支払われる介護 予防通所リハビリテーションサービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける ものとする。
 - 2 食事の提供に要する費用(オヤツを含む昼食代)については650円(1日)を徴収する。
 - 3 おむつの費用については、使用した額を徴収する。(1枚あたりの税込み価格)

テープ式紙おむつ (M/L)	120 円
はくパンツ (M/L)	120 円
フラットパット	40 円
尿とりパット	30 円

4 その他、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について下記の通り徴収する。

日常生活費	100 円
教養娯楽費	100 円

- 5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る 利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの 内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東大阪市、八尾市の地域とします。

(衛生管理等)

第10条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管

理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる 措置を講じるものとする。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以 上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 11 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
 - 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 不必要な所持品及び金品の持ち込みはしない。
 - (3) 施設内の設備、器具は本来の用法にしたがって他の迷惑にならないよう利用してする。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償する。
 - (4) 喫煙は決められた場所でおこなう。
 - (5) 施設内で、利用者及びその家族また、職員に対する宗教活動及び政治活動はしない。
 - (6) その他、他の利用者の迷惑になるような行為はしない。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者に病状の 急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を 講じることとする。
 - 2 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した 場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連 絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故 が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火 管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切 に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情 に関して 国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連 合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うも のとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガ イドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第16条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講 ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、 速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 18 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる ものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回の内部研修(勉強会)及び、年4回の外部研修
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘務を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
 - 4 事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、その完結日 から5年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人越宗会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程は、令和7年2月1日から施行する。

重要事項説明書(介護予防通所リハビリテーションサービス)

あなたに対する介護予防通所リハビリテーションサービス提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生労働省 令平成18年第35号第117条台項に基づいて当事業所当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1.事業者の概要

事業者の名称	医療法人 越宗会(財団)
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目26番6号
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 越宗 勝
電話番号	06-6672-2251
FAX番号	06-6671-2233

2.ご利用事業所

事業所の名称	介護老人保健施設 玉串すみれ苑
	介護予防通所リハビリテーション事業所 (定員30名)
事業所の所在地	東大阪市玉串町西3丁目2番3号
施設長の氏名	施設長 藤本 幹夫
電話番号	072-966-2000
FAX番号	072-966-2552
事業者指定	平成20年11月1日 知事指定第2755080104号

3.ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		大阪府知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成19年5月1日	大阪府2755080104号	100人
居宅	短期入所療養介護	平成19年5月1日	大阪府2755080104号	空床利用
	介護予防短期入所療養介護	平成19年5月1日	大阪府2755080104号	空床利用
	通所リハビリテーション	平成19年5月1日	大阪府2755080104号	30人

4.事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人越宗会(財団)が設置する介護老人保健施設玉串すみれ苑において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員が、要支援状態の利用者に対し、提供することを目的とします。
運営方針	1.サービスの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すもの2.要支援状態の利用者が要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。 3.事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。 4.事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めるものとします。 5.サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所への情報提供を行います。 6.前5項のほか指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

5.事業所の職員体制及び職務内容 (令和7年1月1日現在)

従業者の種類	員数	区分		常勤換		
		常勤		非常勤		算後の
		専従	兼務	専従	兼務	人員数
医師(管理者)	1		1			0.2
看護職員	1	1				1.0
介護職員	6	4		2		5.0
理学療法士/言語聴覚士	4		4			1.6
管理栄養士	1		1			0.2
支援相談員	1	1				1.0

①施設管理者

施設の従業員の管理、業務の実施の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとします。

従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとします。

②医師

利用者の健康管理及び医療に適切なる処置を講じます。

③看護職員

利用者の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理に従事します。

④介護職員

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

⑤理学療法士

利用者等の心身諸機能の維持改善を図り、利用者の自立を支援しつつ社会復帰を促す為の機能訓練業務に従事します。

⑥支援相談員

利用者の相談・苦情等の対応及び居宅支援事業所との連絡調整などを行います。

従業者の種類	勤務体制
医師(施設長)	日中 8:30~17:30
看護職員	JI
介護職員	JI
理学療法士	JI
管理栄養士	II

[※]営業日以外の勤務はしていません。

6.営業時間

営業日	月・火・水・木・金・ (ただし、日曜日、12/31~1/3を除きます)
営業時間	8時30分~17時30分
サービス提供時間	9時00分~17時00分

7.サービス内容

食事の提供	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、管理栄養士の献立表により、 栄養等を考慮した昼食を提供します。
入浴の介助	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴を希望する利用者の心身 の状況により、入浴することができます。
機能訓練	医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行います。
送迎	ご自宅の玄関から施設間の送り迎えをします。通常の実施地域は、東大阪市、 八尾市としますが、それ以外の地域からの利用希望につきましては、ご家族で の送迎がある場合はご利用をしていただけます。

8.通常の事業の実施地域

東大阪市、八尾市の地域とします。

9.利用料

別紙のとおり

10.利用料、及び諸費用のお支払い方法について

料金と費用は毎月の月末に締めて計算いたします。翌月の15日頃に請求書を発行し、自動振替契約に基づいてお支払いいただきます。お支払いを確認いたしましたら、領収書を発行しますので、必ず保管下さい。

11. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

事故が生じた場合	利用者の家族及び市町村、居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)
	等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発
	生した場合は加入しております損害賠償保険に基づき、適切な対応を行い
	ます。

12. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者ご利用時間	岡坂 明 福田 真由美 毎日 8時30分~17時30分 電話072-966-2000 FAX072-966-2552
		受付もいたしておりますのでご利用ください。 間査、改善をさせていただきます。
(公的団体の窓口) 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 (中央大通りFNビル内)
介護保険室	電話番号 FAX番号 受付時間	06-6949-5418 06-6949-5417 9時00分~17時00分
(市町村の窓口)	所在地	(年末年始及び土曜日曜祝日を除く) 〒577-8521
東大阪市 福祉部 指導監査室	電話番号	東大阪市荒本北1丁目1番1号 06-4309-3315
法人•高齢者施設課	FAX番号 受付時間	06-4309-3848 9時00分~17時30分 (年末年始及び土曜日曜祝日を除く)

13. 高齢者虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3)従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (通報先)東大阪市福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課 電話番号06-4309-3013 FAX番号06-4309-3848

14. 身体拘束等について

施設は、緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し身体拘束を行いません。

- ・緊急やむを得ない場合とは (管理者・看護・介護等からなる身体拘束委員会にて検討)
- (1) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- (2)身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3)身体拘束等が一時的であること。
- ・家族への説明と記録
- (1)緊急やむを得ない場合は、予め利用者の家族にその内容、理由、時間帯、期間等を説明し、同意を文書で得た場合のみその条件と期間内においてのみ行う。
- (2) その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急性の理由を記録する。

15.非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護	老人保健施設 3	玉串すみれ苑 消防	5計画」にのっと)対応を	
	行います。					
近隣との強力関係	自治会との合同消	防訓練を行う予	定です。			
平常時の訓練	別途定める「介護を	老人保健施設 🗄	玉串すみれ苑 消防	5計画」にのっと	0年2回	
	昼間を想定した避	難訓練を利用者	の方も参加して実力	拖します。		
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等		
	スプリンクラー	464	防火扉・シャッター	2		
	避難階段		屋内消火栓	0		
	自動火災報知機	170	非常通報装置	5		
	誘導灯	23	漏電火災報知機	0		
	ガス漏れ報知機	0	非常用電源	1		
	カーテン布団等は	、防炎性能のあ	るものを使用してお	ります。		
消防計画等	消防署への届	出日 平成	20年 4月 251			
	防火管理者	岡坂 明				

16.第三者評価の実施状況 実施なし

17.緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

•協力医療機関

医療機関の名称	市立東大阪医療センター
所在地	東大阪市西岩田3丁目4-5
電話番号	06-6781-5101
診療科	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、神経内科、精神神経科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、眼科、泌尿器科、産婦人科、 耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、 小児科、リハビリテーション科
入院設備	573床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と市立東大阪医療センターとは、利用者の病状の急変があった場合

医療機関の名称	医療法人恵生会 恵生会病院
所在地	東大阪市鷹殿町20-29
電話番号	072-982-5101
診療科	内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器外科、肛門外科、一般外科、乳腺外科、産婦人科、小児科、眼科、整形外科、泌尿器科、
	リウマチ科、神経内科外来、皮膚外来、麻酔科
入院設備	有 184床

•	緊急	迪:	終	#
	2(4) VIV	\ J -	ハロ	71.

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、□甲1、□甲2に対して重要事項説明書に基づいて説明しました。

(乙) 東大阪市玉串町西3丁目2番3号 介護老人保健施設 玉串すみれ苑 介護予防通所リハビリテーションサービス事業

説明者 所属

氏名

東大阪市玉串町西3丁目2番3号 介護老人保健施設 玉串すみれ苑 管理者(施設長) 藤本幹夫

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて乙から説明を受けました。

(甲1)利用者 住所

氏名

(甲2)利用者の家族 住所

氏名

介護予防通所リハビリテーションサービスの個別選択費用に関する同意書

介護老人保健施設玉串すみれ苑を利用するにあたり、利用料金表に基づいて個別に選択するサービスの費用の説明を受け、これらを十分に理解した上で選択いたします。

① 日常生	活品費			□ 希望する	5	□ 希望(しない	
② 教養娯	楽費			□ 希望する	5	□ 希望[しない	
令和	年	月	日					
		利用有	学	住所				
				氏名				
				電話				
		身元保証人	氏名	住所				
				氏名				
				電話				
				事業者	住所	大阪市住吉	区東粉海	〔3丁目26番6号
					法人名	医療法人	越宗会	(財団)
					理事長	越宗 勝		
					電話	06-6672-22	251	